

戦前日本の所得，資産分布：明治後期から 1930年代末まで

Makino, Fumio / 牧野, 文夫

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

85

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

105

(終了ページ / End Page)

139

(発行年 / Year)

2017-08-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014072>

戦前日本の所得，資産分布： 明治後期から1930年代末まで

牧野 文夫

はじめに

筆者はすでに明治期の資産分布と貧困に関する論文を本誌に発表した(牧野, 2016b)。本稿はそれの続編にあたるもので、明治後期から1930年代末までの時期の、所得分布、資産分布、貧困についての分析を行う。それは同時に、ほぼ同時期を扱う南・牧野(2017b)の補完をなすものであり、本稿と併せて読んでいただきたい。

以下第1節では明治後期以降の人的所得分布の変遷を、南・牧野(2017a)で行った戦前期の全国ベースの戸数割の集計結果の分析に際し、紙数の関係で十分に議論できなかったテーマについて、個人データが得られる複数の個別地域の事例分析を通じて補足する。第2節は機能的所得の分配を非農業部門と農業部門に分けて論じる。さらに第3節は資産分布について、第4節は貧困について扱う。最後の第5節では本稿のまとめとその含意を述べる。

1 人的所得の分布

1.1 全国の動向

所得不平等度を示すジニ係数は、戦前期に明らかな上昇傾向を見せた。

それは1905年の0.473から1923年の0.529に上昇したが、その傾向は1920年代と1930年代にも継続し、1937年には0.573という高い水準に達した（南・牧野，2017a，表0-8）。戦前日本は今日の一部の途上国に匹敵する不平等な社会であった。

不平等化の要因を探る前提として、ジニ係数の地域別動向に触れねばならない。上記のジニ係数は、低・中所得層については全国213地域（18市46町149村）から収集された地方税の「戸数割」¹⁾、高所得層については国税である個人所得を対象とした「第三種所得税」の資料を使って算出された。

地域別ジニ係数の推計は3つの年次（1923，1930，1937年）をベンチマークとしている。これら3つの年次に共通して得られる地域（82市町村）に限りそのデータをプールした計算結果によると、市町村とも1923～1937年に明確な上昇傾向を見せたが、上昇幅は市町の方が村よりも大きい（南・牧野，2017b）。このことは日本の所得不平等化には、都市・農村の双方における不平等化が影響しているが、全国に与える影響は都市の方が大きいことを示している。

そこで以下で農村部として長野県埴科郡五加村，都市部では大阪府岸和田市，両者の中間地域として茨城県結城町を例にとり，個人の所得データを使ってジニ係数を推計し，その変化をもたらした要因などについて検討を加える²⁾。

1) 「地方税規則」（1878～1921年度）のもとでは戸数割の納税義務者についての規定が存在せず、解釈上「戸構者」がそれに当たるとされていた（田中，1922，36-39頁）。とはいえ、資料で確認できる岐阜県や滋賀県では、戸構者でなくとも生計を異にするものを実質的に戸構者とみなして戸数割を課しており（梶原，1884，第15類28丁；阿部，1922，9頁），そのような府県は他にも存在したようである（田中，1922，37頁）。1922年10月に公布された「府県税戸数割規則」では、第1条において納税義務者を戸構者とし，その第2項で，1戸を構えなくとも独立して生計を営む者に対しても賦課可能，と明文化した。したがって本稿では一貫して戸数割の納税単位を「世帯」として扱うことにする。

2) 1930（昭和5）年の「国勢調査」によれば，第1次産業に従事する有業者の比率は，五加村は80.6%，結城町は39.9%，岸和田市は6.6%であった。

1.2 地域別所得分布

(1) 長野県埴科郡五加村の事例

長野県埴科郡五加村では、1900年から1939年までの村内の大部分の世帯を対象に（年次によって異なるが600世帯前後である。ただし1924年のみ466世帯と調査対象が極端に少ない）、所得種類別にその稼得金額を示した所得簿が作成された³⁾。ただしこの所得簿は、「府県税戸数割規則」の施行（1922年）の前後で所得の捕捉方法が変更され、所得額は1921年以前と22年以降とで不連続となっている。

1921年までは、土地所得，営業所得，養蚕所得，貸金所得，株式所得，給料に分かれている。この中で土地所得は自己所有の土地（田，畑，宅・雑地）に関する所得のみで，借入地から発生した所得は捕捉されていない。したがって，下層農家（小作農）の所得が過少（捕捉漏れ）になっている。また土地所得は，宅地を含めた所有土地の地価に一定の課率を乗じて所得に換算されたもので，一種の「みなし所得」といえる。また工員や勤労などから生じる兼業収入は捕捉されていない。

これに対し，1922年以降は，過去3年間の総収入金額より必要経費を控除した後の金額の平均が所得とされた⁴⁾。土地所得では，自作地，貸付地，借入地，他町村土地別にそれらから発生する所得が捕捉され，工場労働や勤労からの所得も含まれるようになった。また地目の宅・雑地は所得調査

3) 五加村所得簿データは，田崎宣義・一橋大学名誉教授より提供を受けた。記して謝意を表したい。また同村所得調査簿については，大石・西田（1991，28-39，306-307頁）を参照。1920年の「国勢調査」による五加村の普通世帯数は698であったのに対し，同年の「所得簿」では616世帯が調査対象として捕捉されていた。したがって捕捉率（調査対象世帯数÷普通世帯総数×100）は88.3%であった。また1930年の「国勢調査」では普通世帯数は697世帯であったのに対し，同年の「所得簿」における調査対象世帯数は623世帯でその捕捉率は89.4%であった。

4) 所得の算定方法を定めた「府県税戸数割規則施行細則」（1922年2月），「地方税二関スル法律施行規則」（1926年11月）によれば，控除額は所得の種類，所得額，家族の年齢などによって異なった（自治庁，1957，658-659頁；同，1955，60-62頁）。

の対象から外された。

以下では、1921年以前の時期について「宅・雑地」からの所得を外して所得を計算した。これは所得金額不詳の世帯が多く、しかも1922年以降では調査対象外になったからである。

各年のジニ係数（G）は調査対象となった全世帯の所得（ y_i ）を使って、 $G = \frac{1}{2n^2\bar{y}} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$, $\bar{y} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n y_i$ の推定式で計算した。なお所得の捕捉方法や所得の定義が異なる1921年以前と22年以後では各所得系列の水準には断絶があり不連続になるので、前半をA系列、後半をB系列としてそれらを区別した⁵⁾。

平均所得、所得構成およびジニ係数の推移

図1には、各年次で所得のある世帯のみを対象として描いた1世帯当たり平均所得と村全体の所得の所得構成、すなわち土地所得、副業の養蚕所得、非農業所得の3種類別構成比を描いた。1世帯当たり平均所得は、A系列とB系列とで金額に大きな断絶があるので、ここでは両系列の初年次を100とする指数で表してある。また横軸も所得データが得られた年次のみを対象としている。

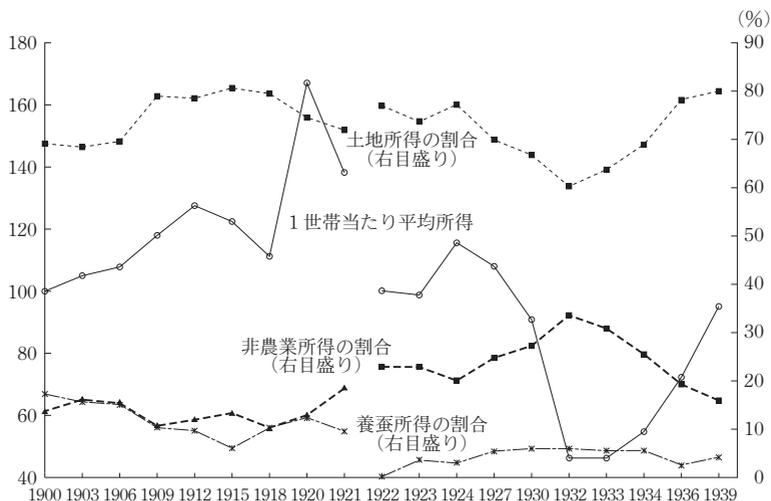
平均所得は、A系列は基本的に上昇基調にあったものの、B系列では1920年代末から30年代初期にかけての昭和恐慌期に大きく下落した。その後1930年代半ばから平均所得は回復していったが、1939年でも1924年の水準まで戻ることはなかった。

所得構成の推移をみると、土地所得の割合は、1900年代から20年代初期まで70～80%で推移したが、20年代中期から30年代初期にかけては不況の影響で60%まで低下した。その後は上昇に転じ、39年には80%に戻った。

他方、養蚕所得の割合は、A系列では10%前後であったが、B系列ではその半分の5%前後の水準であった。非農業所得の割合はA系列では15%前

5) ジニ係数にとどまらず、上位所得者の所得占有率など不平等度を表す多くの指標は、A系列の方がB系列より高水準である。理由は本文で述べた通りである。

図1 五加村の平均所得と所得構成



(注) 1) 所得ゼロの世帯は含まない (以下同様)。
 2) 1世帯当たり平均所得は、A、B両系列の初年次(1900年と1922年)を100とする指数表示で、基準年次の所得はそれぞれ5,609円と382円である。
 3) 横軸の目盛りはデータのある年次のみが対象。
 (資料) 五加村「所得調査簿」。

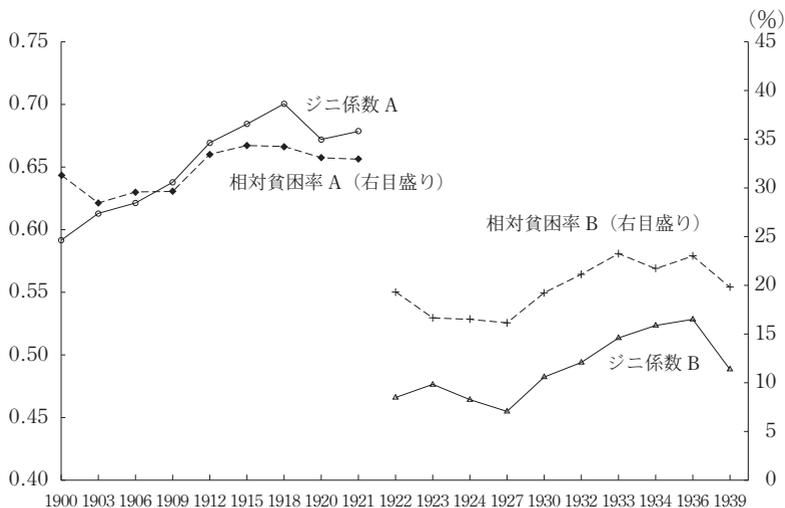
後で比較的安定していたが、B系列では土地所得の割合の変化とおおむね正反対の動きを示した点が特徴的である。非農業所得の絶対額自体は、土地所得のそれと同様に20年代後半から30年代初期にかけて落ち込んだものの、低下の程度が土地所得に比べ軽微であったため、このような現象が起きたのであった。

ジニ係数の推移であるが(図2)、A系列は1900年の0.592から1918年の0.700へと上昇し、その後1921年まで0.67から0.68の間を推移している。B系列も1922年の0.466から1936年の0.528まで上昇傾向だっており、不平等化が進んだことを示している。これは全国のジニ係数の推移とほぼ一致している(南・牧野, 2017a, 図0-6)。

所得階級別要因分解

次に五加村における所得分布の不平等化が、所得階層のどの部分の変化

図2 ジニ係数と相対貧困率（長野県五加村）



(資料) 図1に同じ。

によって生じたかを、所得分布が悪化した期間（A系列では1900年から1918年、B系列では1927年から1936年）について検討してみる。所得ゼロの世帯を除いて十分位階級別に集計し、各階級の所得割合の t 期から $t+1$ 期への変化分を、第I十分位を -1.9 、第II十分位を -1.7 ……、第X十分位を -0.1 のウェイトを使って加重平均すると、それは十分位階級ごとに集計した値を使って計算したジニ係数の変化分に等しくなる⁶⁾。つまり、ジニ係数の変化分を十分位階級の所得割合の変化分の加重平均に分解することができる。表1はそれを各期間の年平均値としてまとめたものである。

1900～18年の期間（A系列）を見る。この間に所得割合が増加したのは、第IX・X十分位で、特に所得が最も高い第X十分位の増加が顕著であった。逆に所得割合の減少が大きかった階級は第V～VII十分位の中間層であっ

6) 要因分解については、関（1992、第7章）を参照。ここでは所得水準が低いほど、集計に際して用いられるウェイトが大きくなること留意する必要がある。

表1 所得分布不平等化期における十分位階級別分解

	五加村				岸和田市	
	1900～18年		1927～36年		1931～34年	
	所得割合の 変化(%ポイント)	ジニ係数の 変化に対する 寄与度	所得割合の 変化(%ポイント)	ジニ係数の 変化に対する 寄与度	所得割合の 変化(%ポイント)	ジニ係数の 変化に対する 寄与度
第I十分位	-0.046	0.087	-0.113	0.215	-0.078	0.149
第II十分位	-0.126	0.213	-0.225	0.382	-0.138	0.235
第III十分位	-0.181	0.272	-0.198	0.297	-0.288	0.432
第IV十分位	-0.277	0.361	-0.241	0.314	-0.288	0.375
第V十分位	-0.335	0.368	-0.180	0.198	-0.382	0.420
第VI十分位	-0.326	0.293	-0.140	0.126	-0.474	0.427
第VII十分位	-0.345	0.242	0.029	-0.020	-0.516	0.361
第VIII十分位	-0.077	0.038	-0.154	0.077	-0.144	0.072
第IX十分位	0.060	-0.018	0.317	-0.095	0.389	-0.117
第X十分位	1.653	-0.165	0.905	-0.090	1.919	-0.192
ジニ係数の 変化		1.691 (1.807)		1.403 (1.461)		2.161 (2.222)

- (注) 1) 表中の数字は期間の年平均値で原数値を100倍した。
 2) ジニ係数は各十分位の平均所得を使って計算したもので、() は世帯毎の所得を使って計算したジニ係数の変化分。
 3) 各十分位の寄与度の合計値とジニ係数の変化分の値は等しくなる。
 4) ある所得階級の所得割合が増加(減少)すると、その階級のジニ係数の変化分に対する寄与度の符号はマイナス(プラス)となる。
 (資料) 五加村『所得調査簿』，岸和田市『特別税戸数割賦課標準調査書』。

た。すなわち所得が主に中間層から所得上位10%の階級に移転したことによる所得分布の悪化であった。所得割合の変化をジニ係数の変化分への寄与度に変換する。ジニ係数は年平均1.691ポイント(原数値を100倍、以下同様)上昇した。この変化を所得階級別に分解すると、所得中位の第IV～VI十分位の所得割合の減少だけでジニ係数を年平均1.022ポイント上昇させたことがわかる。これはジニ係数の変化分の60.5%に相当した。要するに中間層の没落がこの時期の五加村における所得分布の悪化要因であった。

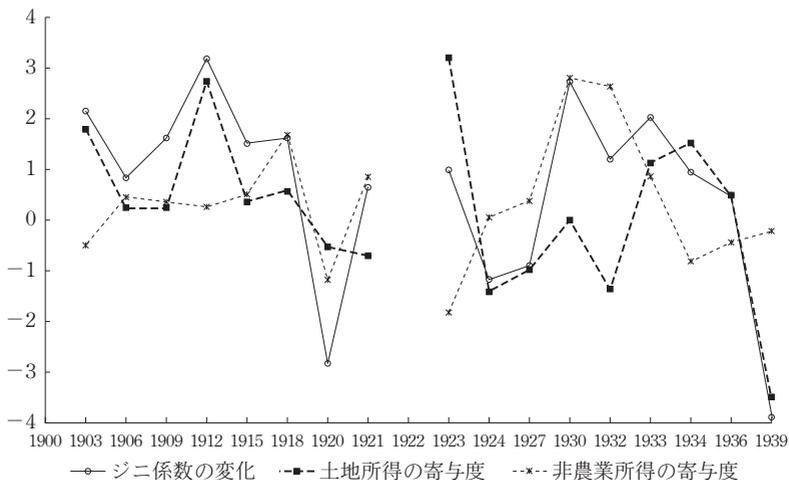
他方1927年から36年にかけては(B系列)、所得割合が増加したのが第IX・X十分位だけであったことは前期と同様であった。しかしこの期間は、第IX十分位の所得割合の増加も大きくなったこと、所得割合が減少したのが前期に比べより所得の低い階級に移ったことなどが特徴的である。他方ジニ係数はA系列の上昇よりは軽微な年平均1.403ポイントであった。これ

を所得階級別に分解すると、第 I ～IV 十分位で 1.208 ポイント 寄与しジニ係数の変化のおよそ 86% を説明する。1920 年代から 30 年代にかけての不平等化は、それ以前の所得不平等化期に比べて、より低い所得階層の所得シェアの低下によって進行した。

所得種類別要因分解

次に不平等化の要因を所得の種類別に分解する。すなわち土地所得（土地貸付から生じる所得を含む）、副業の養蚕所得、非農業所得の 3 つに分類し、ジニ係数の変化を各所得の集中度係数（準ジニ係数）の変化と構成比の変化とに分ける。推計式は、 $\Delta G = \sum_k (C_k - G) \Delta S_k + \sum_k S_k \Delta C_k$ で、 G はジニ係数、 C_k は第 k 所得の集中度係数（準ジニ係数）、 S_k は第 k 所得の構成比、そして Δ は変化分であることを意味する（Jurkatis and Strehl, 2014, p.12）。つまりジニ係数の変化を 3 種類の所得の構成比と集中度係数との変化とに分けるものである。

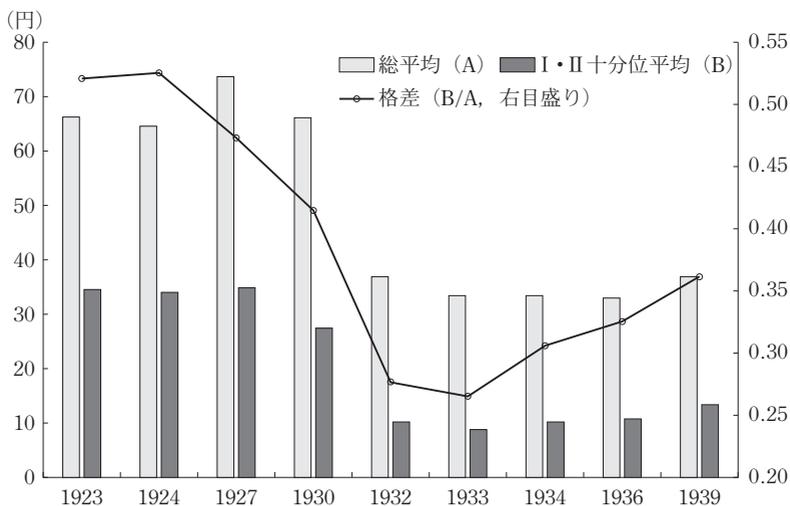
図3 ジニ係数の対前期変化分と要素所得別寄与度（五加村）



(資料) 図1に同じ。

図3はジニ係数の変化とそれを各所得種類別に分解した結果($\Delta S_k + \Delta C_k$)の変化を描いたものである(所得割合が小さかった養蚕所得(図1参照)は図から除いた)。A, B両系列ともに、おおむね土地所得の変化によってジニ係数の変化が起きたことが分かる。ここで注目すべきは、特に所得の捕捉がより正確になったB系列で、所得分布が不平等化に向かった1927年から32年にかけては、非農業所得の寄与度が非常に高くなっていることである。この時期は図1から分かるように平均所得が下落する不況局面であった。所得の低い階層は相対的に非農業所得、特に労働所得に大きく依存しており、低所得階層の労働所得(賃金, 給与)が他の階層に比べ大きく低下したことが契機となって(図4)、村の所得分布が悪化したのであった。

図4 1世帯当たり労働所得(五加村)



(注) 1世帯当たり労働所得は、労働所得を全世帯数で除したもので、労働所得がゼロの世帯も分母に含んでいる。

(資料) 図1に同じ。

ところで、図4の1世帯当たり労働所得（全世帯平均労働所得）は、労働所得を全世帯数で除したものである。これは、労働所得を得ている世帯の全世帯数に対する割合（労働所得稼得世帯割合）と労働所得を得ている農家の1世帯当たり労働所得（稼得世帯平均労働所得）の積である。そこで1927～32年の期間におけるⅠ・Ⅱ十分位に属する農家の全世帯平均労働所得の変化を、労働所得稼得世帯割合の変化と稼得世帯平均労働所得の変化に分け、全世帯平均労働所得の変化に対するそれぞれの変化の構成比を計算すると、期間平均では前者が30%と後者が70%となり、全体として稼得世帯平均労働所得の低下に原因があったことが分かる。しかし1932～33年にかけては、労働所得稼得世帯割合の変化が85%を占め、労働所得を稼得した農家の割合の減少（雇用機会の喪失）が、労働所得低下の主たる要因であった。以上の推移を取って一般化すれば、まず不況の前半局面では個々の世帯が受け取る労働所得額が減少し、後半局面では労働所得を受け取る世帯数が減少していったのであった。

1934年からは所得水準が上昇に向かったが（図1）、所得分布の不平等化はさらに36年まで続いた（図2）。この時期の不平等化に寄与したのは土地所得であった（図3）。そこで土地所得をさらに細分化し、自作農地からの所得、農地貸付による所得、借受農地からの所得、その他所得（他町村の農地からの所得、荒田・畑の補償所得）に分け、それぞれのジニ係数に変化に対する寄与度を計算してみる（表2）。

表2 1932～36年の所得不平等化の要因（土地所得の内訳）

ジニ係数の変化	3.41
土地所得の寄与度	3.09
内自作農地からの所得の寄与度	8.20
内農地貸付の所得の寄与度	2.47
内借受農地からの所得の寄与度	-0.36
内その他所得の寄与度	-7.23

（注）すべての数値は、原数値を100倍したものである。

（資料）図1に同じ。

1932年から36年までジニ係数は3.41ポイント増加したが、土地所得の寄与度は3.09ポイントで、所得不平等化の大部分がこれによって説明できる。このうち不平等化にもっとも寄与したのが、自作農地からの所得で（8.20ポイント）、次いで農地の貸付による所得（2.47ポイント）であった。これに対し、借受農地からの所得や補償所得は、寄与度がマイナス値であったので所得を平等化する要因となった。

以上の事実から分かるように、不況からの回復局面においては、より広い自作農地を保有する農家や地主ほど所得が増加し、その結果、それら上層農家と、自作農地が狭かったり、借受農地のみで農業を営む下層農家との間で所得格差が拡大したと思われる。

要するに五加村においては、不況期には所得の下層階級における非農業所得が低下し、回復局面では所得の上層階級における土地所得が上昇することによって、所得分布の不平等化が進んだといえよう。このような五加村の事例は、農村部における所得分布不平等化の原因を知る上で重要なヒントを与えてくれる。

(2) 大阪府岸和田市の事例

もう一つは大阪府岸和田市の事例である。ここでは戸数割のデータを使って、1928年（6,313世帯）、31年（5,754世帯）、34年（5,659世帯）のジニ係数の変化をたどり、変化をもたらした階層別の動向を探る⁷⁾。表3によ

表3 岸和田市の所得分布

	世帯数	所得平均値(円)	所得中央値(円)	ジニ係数	相対貧困率(%)
1928年度	6,313	851.4	200	0.7851	20.4
1931年度	5,754	710.7	200	0.7698	23.7
1934年度	5,659	750.4	160	0.7920	24.4

(注) 原資料の所得額の記載がある世帯のみを対象とした。

(資料) 岸和田市『特別税戸数割賦課標準調査書』各年。

7) 国勢調査によれば岸和田市の普通世帯数は、1930年が7,925世帯、1935年が8,506世帯であった（『昭和五年 国勢調査報告 府県編 大阪府』367頁、『昭和十年 国勢調査報告 府県編 大阪府』26頁）。したがって、戸数割の世帯捕捉率は1931年が73.8%（対1930年普通世帯数）、1934年が68.5%であった（対1935年普通世帯数）。

れば、ジニ係数は、1928年0.785、1931年0.770、1934年0.792で各年次とも極めて高く、所得分布は1928年から1931年までは若干の改善、1931年から1934年へは若干の悪化という経路をたどった。

また五加村と同様に十分位集計によって、所得分布が不平等化した1931～34年の期間について、それがどの階層の所得の動向によって生じたか検証してみる（表1）。所得割合は、上位の第IX・X十分位だけが増加し、特に最上位の第X十分位の増加が顕著であった。他方、所得割合の低下が顕著であったのは、中間の第V～VII十分位であった。ジニ係数の変化は2.161ポイントで非常に大きく、それへの寄与度でみると、世帯数で50%を占める第III～VII十分位の寄与度（2.014ポイント）の高さが特徴的で、それでこの時期のジニ係数の変化の93.2%を説明できる。1930年代前半の岸和田市では、五加村で大きくジニ係数が上昇した1900～18年の時期と同様に、中間層の所得の減少によって所得分布の悪化が進行した。

(3) 茨城県結城町の事例

最後は茨城県結城町の事例である。分析のための資料として同町における1924年度後期と1928年度前期分の戸数割賦課のために作成した資力算定書を利用する（結城町、c1924；1928）。本資料の特徴は、各世帯に戸数割を賦課する際の資力、すなわち当初所得額、控除額、控除後の課税対象所得、資産の4種類の情報が得られることである。控除額としては、「府県税戸数割規則施行細則」第6条（改正後の「地方税ニ関スル法律施行規則」第23条）の俸給、給料等の勤労所得に対する控除（以下勤労所得基礎控除）と同第7条（改正後第24条）の14歳未満もしくは60歳以上または身障者の同居人に対する控除（以下扶養控除）がそれぞれ計上されている。したがって、控除の前後によって所得分布がどのように変化したかが判明する⁸⁾。

資力算定書の調査世帯は、1924年度後期が2,100世帯、28年度前期が2,300世帯で、同町の1925年「国勢調査」の普通世帯数2,660世帯に対し、捕捉率

8) 佐藤正広は、戸数割資料の利用に際しこれら控除が具体的にどのように運用されていたか注意する必要があると述べている（佐藤、1992、228頁）。

表4 結城町の所得分布

	世帯数	当初所得（円）				課税対象所得（円）			
		平均値	中央値	ジニ係数	相対貧困率（%）	平均値	中央値	ジニ係数	相対貧困率（%）
1924年度後期	2,100	616.2	345	0.5475	23.7	507.0	195	0.6393	33.5
1928年度前期	2,300	710.5	420	0.4723	9.9	548.9	220	0.5931	10.8

（資料） 結城町（c1924；1928）。

はそれぞれ78.9%，86.5%に相当した。この間平均所得は当初所得で15.3%，課税対象所得で8.3%上昇した。他方，ジニ係数は，当初所得，課税対象所得両ベースで若干低下した（表4）。

ここで非常に興味深いのは，当初所得ベースのジニ係数より，控除後の課税対象所得ベースのジニ係数の方が大きいことである。ちなみに上記の2種類の控除であるが，勤労所得基礎控除が適用された世帯は，1924年度26世帯，1928年度72世帯で，これに対し扶養控除が適用された世帯は，それぞれ1,637世帯，1,893世帯であったので，結城町での戸数割賦課のために適用された控除の大部分は扶養控除であった。所得分布に対する控除の効果を探るために，当初所得を五分位階級に集計して控除率（控除額の当初所得に対する割合）を計算してみる（表5）。表5によると，控除率が最も高いのは，1924年度はほぼ同レベルで第Ⅱ五分位と第Ⅲ五分位，28年度は第Ⅱ五分位であった。第Ⅱあるいは第Ⅲ五分位に含まれる世帯主は，控除に該当する同居者，とりわけ14歳未満の子どもを多く抱えていた比較的若い年代であったと思われる。

控除の前後で，所得金額階級別の世帯分布がどのように変化したかを示したのが図5である。当初所得と比べ課税対象所得の分布は，最も所得水準が低い100円未満の世帯の割合が大幅に増加したことが特徴的で，この結果として課税対象所得のジニ係数が当初所得のそれを大きく上回った。このように変化したのは，世帯主の年齢が比較的若くて所得が低い世帯ほど扶養控除の恩恵を被り，課税対象所得が低く見積もられたからであった。

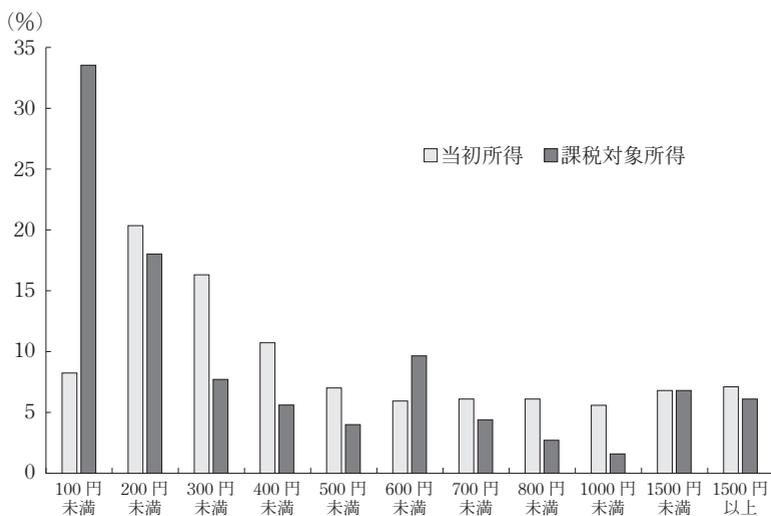
図5は1924年度後期の結果であるが，1928年度前期のデータを用いても同様の結果となる。結城町の事例は，佐藤が広島県安芸郡温品村の所得デ

ータを使った分析結果すなわち「扶養控除は所得分布に大きな影響を与えない」という主張（佐藤,1992,231-232頁）とは異なる結果をもたらした。

表5 結城町戸数割賦課の資力算定における所得の控除率 (%)

	1924年度後期	1928年度前期
第I五分位	22.1	29.6
第II五分位	45.9	55.8
第III五分位	46.0	48.2
第IV五分位	22.9	30.2
第V五分位	11.4	11.9
合計	29.8	34.9

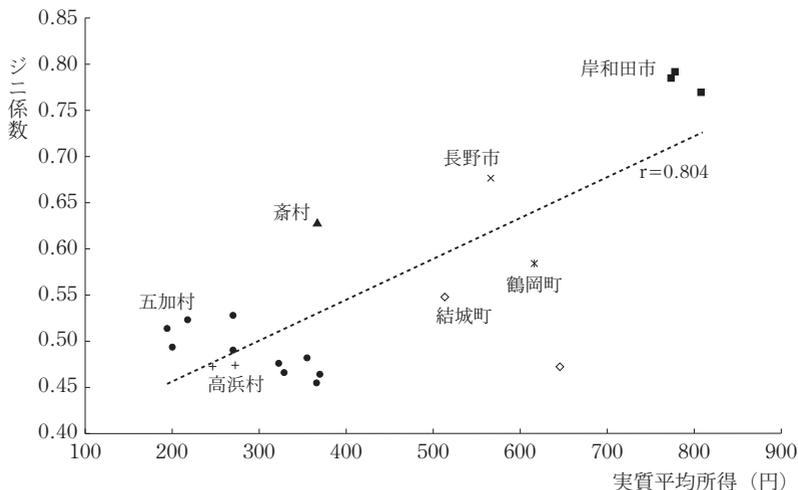
図5 結城町における所得金額階級別にみた世帯数の相対度数分布(1924年度後期)



(4) クズネツ仮説との関係

これまで五加村，岸和田市，結城町の所得データを使って，明治後期から1930年代後半までの人的所得分布について分析してきた。これらの地域に，新たに山形県鶴岡町（1922年度1,802世帯；広瀬，1922），長野市（1923

図6 ジニ係数と実質平均所得の関係



- (注) 1) 五加村はB系列。
 2) 実質所得のデフレーターは1934～36年=100。
 3) 図中の r は相関係数。
 (資料) ジニ係数と平均所得は本文参照。
 デフレーターはOhkawa and Shinohara (1979, pp.273-275)。

年度7,371世帯；前田，1923），山形県東田川郡齋村（1938年度530世帯；齋村，1938），愛知県碧海郡高浜町（1938年度2,243世帯，1939年度2,254世帯；碧海郡高浜町，c1938；同，c1939）を加えて，経済発展段階（実質所得）とジニ係数の関係について検証してみる。

図6は横軸に国内純生産（NDP）デフレーターを使って実質化した各地域・年次の実質平均所得とジニ係数との関係を散布図で示したものである。散らばりは地域でまとまる傾向があるものの，全体としては実質所得とジニ係数との間には正の相関関係が観察される（1%の有意水準で有意）。すなわち，4つの地域をプールすると，所得水準が高いほど所得分布は不平等になる。サンプル数は極めて少ないものの，これは戦前日本の経験がクズネッツ曲線の左側半分の局面に相当するという南・牧野（2017a）を補強するものといえよう。

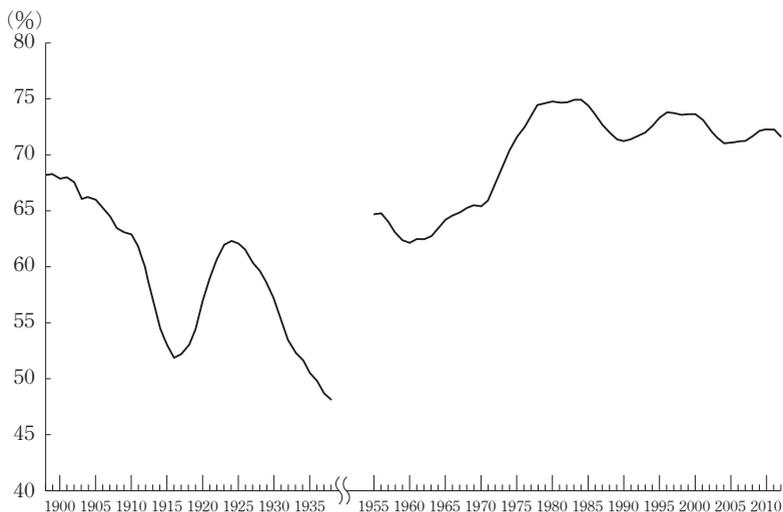
2 機能的所得の分配

以下では所得分布に関するもう一つの視点すなわち所得の機能的分配に注目する。これは本源的生産要素（労働，資本，土地）の間における所得の分布で，生産者が新たに産み出した付加価値額が投入した生産要素の間にどのように配分されたかに着目するものである。

2.1 非農業の労働分配率

図7は，19世紀後半から最近時点までの，民間非1次産業を対象とした労働分配率（純付加価値額に占める労働所得の割合）の推移である。その特徴は，第1に，戦前期と戦後期を比較してみると戦前の方が労働分配率の

図7 非農業の労働分配率



- (注) 1) 労働分配率は，純付加価値額に占める賃金所得の割合。
 2) 戦前期は1898～1938年，戦後期は1955～2012年で，両期の初年次と最終年次は5年移動平均値，中間年次は7年移動平均値。
- (資料) 戦前期：南・小野（1978，付表2，164頁），戦後期：牧野（2016a，付表5，86-87頁）の純付加価値額ベースの分配率。

水準が低い。第2に、戦前期の労働分配率は第一次世界大戦期を除きほぼ一貫して低下傾向にあり、1930年代半ばには50%を下回った。第3に、戦後期の労働分配率の上昇が始まった時期は、労働市場が「ルイス転換点」に到達した1960年前後のことであった。

以上のように過剰労働力が農村に大量に滞留していた戦前期においては、戦前のバブル期（第一次世界大戦期）を除き、賃金上昇は抑制されその結果として非農業の労働分配率は下落傾向をたどった。その結果もっぱら賃金（労働）所得のみに依存している低所得世帯と資本（財産）所得の割合が高い高所得世帯の間の所得格差が拡大（ジニ係数が上昇）したのであった。

2.2 農業における機能的分配

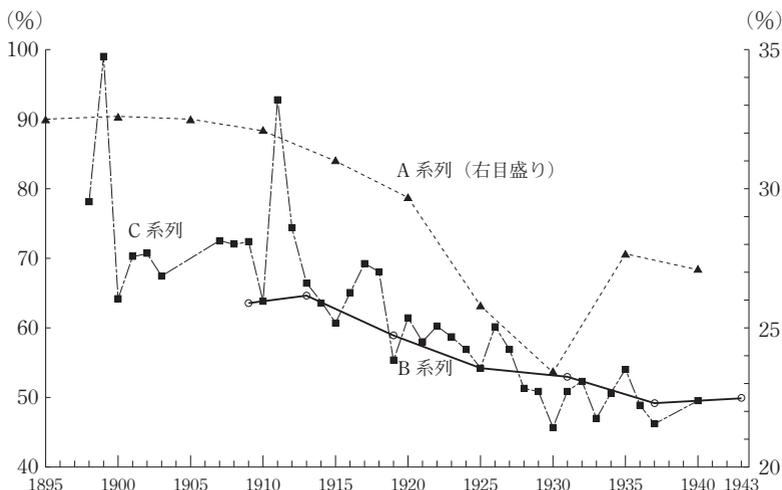
農業における収益配分動向を確認しておこう。ここでは次項で扱う農地所有の分布との関連で、土地所得の分配率（あるいは地主の取り分）について着目する。図8には農業生産額の中に占める地代所得の割合（A系列）と、水稻の平均反収に占める反当実収小作料の割合の全国平均値（B系列）と秋田県の500町歩大地主・土田家の事例（C系列）を描いた。

水稻生産の全国平均値（B系列）と土田家（C系列）の両系列は極めて一致した水準と推移を示した。すなわち、1910年代前半までは地主の取り分が上昇ないしはおおむね一定傾向にあったが、1910年代半ば以降の分配は小作人側に有利に展開し、分配率は60%台の水準から徐々に低下し、1930年代になるとほぼ50%前後まで下がり以後はその水準で安定的に推移した。

農業生産額全体に占める地代所得の割合も、水稻の両系列と同様に1910年頃まではほぼ一定で、それ以後1930年頃までは急速に低下した。ただし1930年から35年の間は若干上昇したものの30年代後半には再び低下した。

このような地主の取り分の低下の背景には、戦前農業における技術進歩の土地節約的バイアスの存在（Hayami and Yamada, 1991, p.40）や小作料

図8 農業の分配率（地主の取り分）



(注) A系列の農業生産額には養蚕と畜産を含む。B系列は普通田の例で、1909年は北海道と沖縄県を含まず、以後は北海道を含まない。

(資料) A系列：Hayami and Yamada (1991, p.43), B系列：反当実収小作料は日本勧業銀行(c1943, 12-13頁), 水稻反収は加用(1983, 6, 22, 758頁), C系列：清水(1977, 8頁)。

減免を目的とした小作争議の激化があったことは言うまでもない⁹⁾。また第一次世界大戦勃発から10年ほどの間では、前述の非農業部門における労働分配率の変化で言及した労働市場の需給逼迫による農業賃金の上昇も地主の取り分の減少の原因となったことは言うまでもない。しかし昭和恐慌の発生によって労働市場は供給過剰に転じて過剰労働基調が復活した。農業における労働分配率は1930年代になると減少に向かい、1930年代半ばには1910年代の水準に逆戻りしてしまった。これが1930年代前半のA系列における地主の取り分の増加の主因であった。

9) 小作争議と所得分布の関係については南・牧野(2017b)を参照。

3 資産分布

3.1 耕地

農業についての統計は他の分野に比べ整備されてはいるものの、厳密な意味で資産分布の状況を把握するための資料は存在していない。

自作地と小作地の面積統計自体は存在するものの、これだけでは耕地の集中状況については不明である。また各府県の農会に委託してまとめられた『農事統計表』では、1908～1940年の期間にわたって所有耕地の面積広狭別農家戸数が調べられている（中央物価統制協力会議，1943，22-29頁および『農林省統計月報』31号，19頁）。これによると、1920年前後から5反以上1町未満の耕地を所有する中小地主の割合が増加し、他の規模を所有する地主の割合が減少したことが判明する。しかしこの統計でも所有面積の情報がないため、耕地の所有分布状況については把握できない。

大規模地主（50町歩以上所有地主）に限定すれば、農林省農務局が1920年と1924年について調査した結果が残されている（農林省農務局，1921；1925）。これらによると、農家戸数でおよそ0.05%を占めたに過ぎない大地主が、総耕地の7.0%（1920年），6.7%（1924年）を所有していたことが判明する¹⁰⁾。

全国規模ではないものの、大規模地主が族生した新潟県については、50町歩以上所有地主に限定すれば、その耕地所有面積が1901年，1924年，1933年，1944年について得られる（農政調査会，1968，60-82頁）。これを新潟県の耕地面積（加用，1983，244頁）で除すと、それらの占有率は、それぞれ15.2%，16.2%，14.4%，11.2%となり、50町歩以上大地主のシェアは1920年代にピークを迎えたようである¹¹⁾。

10) 1924（大正13）年調査の地主名簿は、渋谷（1985）で復刻されている。

11) これは1926年に施行された「自作農創設維持補助規則」にはじまる自作農創設維持政策の影響があると思われる。

本格的な土地所有調査は、1941年4月末時点における田と畑それぞれの地租名寄帳を使って作成された『田畑所有状況調査』である（農林大臣官房統計課、1943）である。これは民有有租地の田畑それぞれの所有人数と所有面積を集計したものである。ただし地租名寄帳は市区町村を区域として作成されているので、同一人が複数の市区町村にまたがって田畑を所有する場合は重複計上される¹²⁾。また田の所有面積と畑の所有面積を合算した耕地面積ベースでの所有分布は不明である。本資料はそれ以外にも問題を抱えてはいるが、耕地所有の状況を初めて本格的に把握した重要な統計である。

同調査の集計結果では、道府県別・所有面積階級別にまとめられており、後者は5反未満から30町以上まで、9つに分類されている。この集計表を使って所有者のみを対象とするジニ係数を計算すると（北海道と沖縄県を除く）、田は0.5734、畑は0.5358となる。これには土地を所有していない小作農家を含んでいないので、それを含めるとジニ係数はそれぞれ、0.6151と0.5620へと上昇する¹³⁾。

次に、『田畑所有状況調査』の府県を単位とするデータを利用して、田を対象に府県間のジニ係数の相違を説明するモデルを作り¹⁴⁾、そのパラメータを利用して全国ベースの1941年以前のジニ係数を遡及推計してみる。モデルは、 $G_i = f(RT_i, RY_i)$ とする。ここで G はジニ係数、 RT は小作地面積比率、 RY は水稲反収で、下付の i は府県である。このモデルが前提とする仮説は以下の通りである。第1に、小作地面積比率が上昇すればジニ係数は上昇するだろう。第2に、農地所有のジニ係数と水稲反収の関係であ

12) 重複の可能性がある他市区町村居住者が所有する面積の割合は、田では18%、畑では12%である（いずれも北海道と沖縄県を除く）。

13) 詳しい方法は牧野（2016b, 17頁）を参照。そこでは1886年の地価を基準とした民有地のジニ係数を推計したが、それは所有者のみで0.635、無所有者を含めて0.771であった。

14) 土地を所有していない農家を含めた府県別ジニ係数の推定に際しては、土地の所有者・所有面積は土地の「所在地」を基準としているのに対し、土地の非所有者あるいは小作農家は「居住地」を基準としていることに留意する必要がある。

る。明治期においては地主が積極的に耕地整理事業や新技術導入に取り組み、その結果土地生産性が上昇した（牧野，2016b，20頁）。しかし，1920年代半ばになると土地の所有権よりも耕作権が重視され，自作農創設のための事業が始まった。これは土地生産性のさらなる向上のためには，耕地所有の平等化が前提となったからである（「人口食糧問題調査会食糧部会答申」『中外商業新報』1927年12月16日朝刊2頁）。したがって，土地所有の不平等化と土地生産性の間には逆U字の関係が想定できる。本稿では水稲反収を説明変数として田地所有のジニ係数を被説明変数とするので，先の因果関係を読み替えて，水稲反収が上昇するとジニ係数も上昇するが，水稲反収がある水準を超えてさらに上昇する時は，ジニ係数は低下するはずと想定し，ジニ係数を水稲反収の二次関数で説明するモデルを設定する。

45府県のデータを使ってこのモデルのパラメータを推定すると下記のようなになる。なおDIは宮城，秋田，山形，新潟，富山ダミー，D2は東京ダミーである。

$$G = -0.372 + 0.527RT - 0.199RY^2 + 0.746RY + 0.098DI - 0.118D2 \quad \bar{R}^2 = 0.692$$

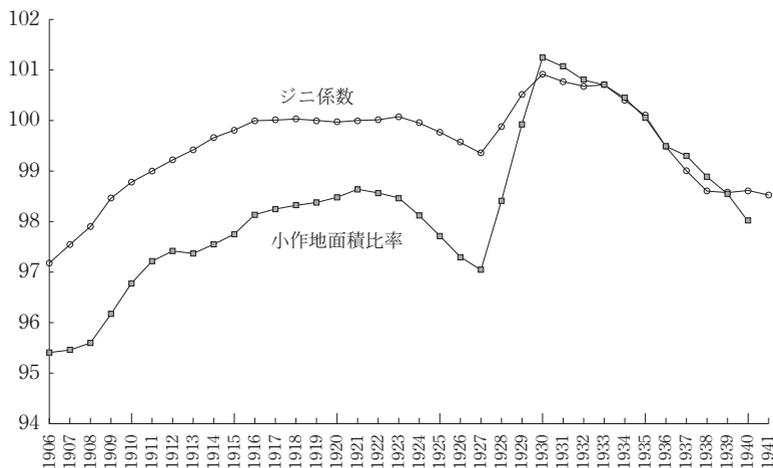
(1.06) (4.82***) (2.27**) (2.15**) (4.83***) (2.86***)

() は t 値で，***，**はそれぞれ1%，5%の有意水準で有意であることを示す。

推定結果からわかるように，パラメータの帰無仮説はすべて棄却されたので，このパラメータと各年の小作地面積比率と水稲反収の45府県平均値を使って，1941年以前のジニ係数（小作農家を考慮したもの）を遡及推計した。この結果と小作地面積比率とを比較したのが図9である。

図の2つの系列は比較を容易にするため1934～36年の平均値を100とする指数表記にしてある。それによると，第1に，両系列の年々の変動はおおむね平行であるが，1920年代後半の昭和恐慌期の動きが大きく異なり，ジニ係数の方が小作地面積比率よりも変動幅が小さい。これは巨大地

図9 田のジニ係数と小作地面積比率の推移



(注) 両系列とも1934～36年=100とする指数換算で3年移動平均値。

(資料) 加用(1983)。

主よりも中小地主への耕地の集中が進んだことを示唆し、既述の『農事統計表』の結果とも整合する。第2に、ジニ係数は1910年代半ば以降上昇傾向が止まる。これは、図8における地主への分配率が低下し始める時期にほぼ一致する。第3に、自作農創設事業が進められた1930年代後半の時期には、小作地面積比率は低下したものの、ジニ係数はほとんど変化しておらず、耕地所有の不平等を是正するために戦後のドラスティックな農地改革が必要とされた背景を読み取ることができる。

3.2 都市の不動産

都市部については、不動産(住宅)の所有の有無を調べてみる。表6は、東京市、広島市、京都市、神戸市における住宅所有の有無についての調査をまとめたものである。調査対象は、その平均月収から判断しておおむね中流階層とよい。

都市部の住宅は徳川時代から借家が多いことで知られているが、1920～

表6 都市部の借家率

	東京市 ²⁾		広島市	京都市	神戸市
	1922年	1931年	1925年	1935年	1936年
サンプル総数	2,838世帯	27,815人	4,724世帯	2,755世帯	18,244人
平均月収 (円)	104.5 ³⁾	93.7	87.6 ⁴⁾	86.0 ⁴⁾	93.3
持家	191	3,624	782	421	1,467
内土地持		761			
借家等 ¹⁾	2,647	24,191	3,942	2,334	16,777
借家等比率 (%)	93.3	87.0	83.4	84.7	92.0

(注) 1) 間借，下宿，社宅を含む。

2) 地域は両年次ともほぼ現在の23区内。

3) 1,557世帯分の世帯主収入。

4) 世帯収入。

(資料) 東京市：東京府社会課 (1923) および東京市役所 (1932)。

広島市：広島市社会課 (1926)。

京都市：京都市社会課 (1937)。

神戸市：神戸市社会部庶務課 (1938)。

30年代においても80～90%が借家住まいであった。東京市の場合，1868年（明治元）年の調査では，総人口のおよそ40%が持家であったから（牧野，2016b，23頁），それ以後の増加人口に対する住宅はもっぱら借家等でまかなわれた。1922年から1931年にかけて借家等比率は若干低下したが，これは関東大震災からの復興の過程で持家が増えたからと思われる。また東京市の1931年の調査では敷地の所有に関する調査も行われており，借地持家の世帯が大部分であったことも判明する¹⁵⁾。

要するに都市化に伴って増加した人口の大部分は借家住まいであった。これらの調査対象の職業をみると，かなりの部分が会社員，教員，公務員で，いわゆる都市化とともに成長してきた「新中間層」に含まれる階層であったが，資産形成（とくに実物資産）の点では，大きく立ち後れていた。都市部の実物資産（不動産）の分布は，農村以上に不平等であったといえよう。

持家の普及は，東京の場合は関東大震災以降に市外の西南地域で発展した。それはまた，私鉄各社が，都心のターミナル駅（百貨店を併設）と観

15) 大正，昭和戦前期の東京市内15区の宅地は，全世帯のわずか6～7%に相当する少人数によって所有されていた（瀬川，1995，111，139頁）。

光地を結び、その沿線に分譲宅地を開発するというビジネスモデルを確立していく過程と重なった¹⁶⁾。

3.3 大資産家への集中

戦前期については個人ベースでの資産分布に関する資料は少ない。しかしながら、大資産家（50万円以上の資産保有者）については氏名、居住地、資産額が時事新報社などによって調査された（渋谷,1985）。ここではそれを利用して、大資産家への資産集中の動向を検証してみよう。使用する資料は、1901年、1911年、1916年、1933年の4年次に関するものである。

いずれの年次も50万円以上の資産家が調査対象となっているが、時間とともに通貨価値が下落しているため、経年比較をする場合注意が必要である。ここでは1901年の50万円を基準に、NDP（国内純生産）デフレーターを使って他の年次におけるその相当額を推定し（1911年では75万円、1916年では80万円、1933年は130万円）、それ以上の額を保有する資産家を対象に、保有額の対NDP比および上位5%の資産家の保有シェアを推計する（表7）。

表7 大資産家の資産保有動向

	対象資産家	人数	保有資産額 (100万円)	保有額の 対NDP比 (%)	上位5%の 占有率 (%)
1901年	50万円以上	433	1,453.6	66.4	44.4
1911年	75万円以上	947	2,901.4	75.8	42.2
1916年	80万円以上	922	2,882.0	57.5	42.1
1933年	130万円以上	1,458	10,079.5	77.0	54.5

- (注) 1) 旧植民地、外国などに居住する者は含まない。
 2) 原資料で資産保有額が n 万円以上となっている場合は、n を1.4倍した金額を一律に使った。
 3) 家族総額の保有額と人数が示されている場合は、保有額は単純に1人当たり平均額を使った。
 4) NDPは当該年を含む過去3年分の平均値。
 (資料) 資産家：渋谷（1985）。
 NDP: Ohkawa and Shinohara（1979, pp.273-275）。

16) この発案者は阪急電鉄の小林一三で、東京では五島慶太や堤康次郎が中心となった。詳しくは、橘川・粕谷（2007, 第1～2章）の関連論文を参照。

対象資産家の人数および資産保有額は、1901年から1911年にかけて大幅に増加し、対NDP比もおおよそ9ポイント上昇した。1911年から1916年の期間は、他よりも短かったこともあり、人数、保有額ともほぼ同じである。ただし、第一次世界大戦の好景気でフローのNDPが急成長したため、ストックである資産保有額の対NDP比は大きく低下した。1916年から1933年の期間は、関東大震災、金融恐慌、昭和恐慌などを挟むが、人数・保有額共に大幅に増加した。しかし対NDP比では1911年より若干高い程度で、ここで対象とした資産家全体の資産保有額が所得よりも成長したとは必ずしも言えない。

しかし重要なことは、資産家の中で上位5%の大資産家の保有シェアは、1901年から1916年までは40%台前半でほとんど一定であったのに対し、1916年以降10ポイント以上大きく上昇した。すなわち巨大資産家への資産集中が急速に進み、資産分布は急速に不平等化したと思われる¹⁷⁾。

4. 貧困

4.1 相対貧困率

貧困度合いを表す指標として、OECD諸国で使われているのが「相対貧困率」である。これは等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で除した数値）が、その中央値の半分未満の水準にある世帯の割合を意味する。この相対貧困率は戦前の日本ではどのような水準にあったであ

17) この間、資産家の職業構成も大きく変化した。商人、華族が大きく減少したのに対し、会社役員や貸家・地主のシェアが増加した（渋谷、1985、11頁）。また寺西重郎は昭和恐慌期に、旧来の富裕層・中間層のかなりの部分が大株主の座から降り、相対的に資産規模が小さい新中間層がそれに代わったと主張している（寺西、2011、807-808頁）。これに対しては石井寛治の批判があるが（石井、2015）、われわれの推計は、資産家に限定され金融資産（株式）以外の資産を含むものの、見出された事実は間接的に寺西説を支持すると考えている。

ろうか¹⁸⁾。ここでは図6の作成に用いた7つの地域の所得データを使う。ただし資料の制約上、OECD定義の等価可処分所得ではなく「1世帯当たり所得」を代理指標とする。

五加村の相対貧困率は既出の図2に示してある。A系列、B系列ともに相対貧困率とジニ係数とは極めて近似した動きをしている。その水準はA系列で31～38%、B系列では16～23%の範囲を動いている。

岸和田市については、戸数割賦課のための所得を使って相対貧困率を計算すると、1928年は20.4%、31年は23.7%、34年は24.4%と年々上昇していった(表3)。

さらに同市については、戸数割データに加え当時実施された貧困世帯に対する調査が利用できるのもので、それとの比較をしてみよう。大阪府では全国に先駆け1918年に府庁内に社会救済事業を推進するための部局を設けた。行政当局は政策の実施に当たり、住民の生活状態および貧困世帯の状況の把握や救済方法の適否の研究などに携わる官民のボランティアを活用した。小学校の一通学区域を一方面として業務を委嘱させたことから、彼らには方面委員という名が付けられ、その調査結果は「カード」と呼ばれる調査台帳に登録されたので、貧困者はカード者あるいはカード階級と呼ばれた。カード階級は、「独身にして自活の途を得ざるもの、独身にあらざるも其扶助者なく自活の途を得ざるもの及び疾病其他の事故に依り自活困難なる貧困者(方面カード第1種)」「大凡家賃7円収入25円迄を標準とし家族の員数職業の安否生活の状態等を斟酌し家計余裕なき者(方面カード第2種)」の2種類に分類された(大阪府社会課、1920、13-24頁)。

この大阪府の社会救済事業(昭和5年度給料生活失業者救済授職事業)の一環として行われた「方面カード登録家庭の生活状態に関する調査」(調査実施時期は1930年8～12月;大阪府学務部社会課、1931)を利用し、その結果と戸数割賦課のために算定された所得額(1931年分)を比較してみ

18) これについては、森口千晶・一橋大学経済研究所教授の示唆に負う。厚く御礼を申し上げます。

よう。

岸和田市におけるカード登録世帯は83世帯（252人）で、既述の1930年の「国勢調査」普通世帯数7,925世帯に対しては1.05%に相当した。これは大阪市の1.58%、堺市の1.39%と比べると少ない¹⁹⁾。カード登録世帯83世帯の平均月収は17.1円（単純に年換算すると205円）であった（大阪府学務部社会課,1931,226頁）。

この金額を戸数割賦課標準額ベースに換算してみよう。有業世帯主の職業をみると、日雇雑役夫と手内職がそれぞれ10人ずつで最大であったので、カード登録世帯の収入源を「地方税ニ関スル法律施行規則」第23条に規定された俸給、給料等の性質をもつ勤労所得と仮定する。既に述べたように勤労所得に対しては、賦課標準額の算定に際し所得控除が認められた²⁰⁾。たとえば所得が800円以下の場合その50%が控除された。さらに同規則第24条の控除規定（14歳未満もしくは60歳以上の同居人に対する控除）も使い、その控除率を1人当たり収入の10%相当と仮定しカード登録世帯家族の平均的な年齢構成を使って加重平均すると控除率は17.3%になる。これらを考慮すると、カード登録世帯の平均収入（年額）は、戸数割賦課標準額ベースでは67円に相当することになる。岸和田市の1931年の戸数割賦課標準額67円未満の世帯の全世帯に対する割合は17.1%に達する。先の相対貧困率の23.7%よりは若干低いものの、全市の20%弱の世帯が要救護の平均的な収入レベル未満であったことになる。

戸数割データに戻ろう。結城町の例では（表4）、当初所得ベースの相対貧困率でみると、1924年後期は23.7%と高い水準であったものの、ジニ係数が低下した28年前期になると9.9%へと大幅に低下した。

図6に掲げた7つの地域のデータを使った相対貧困率（*RP*）の水準が、

19) ちなみに、調査に当たった方面委員数の数（対普通世帯1000世帯当たり）は、大阪市2.1人、堺市2.6人、岸和田市4.4人（大阪府社会課，1931，39-129頁）で、この方面カードの登録比率と調査委員数の多寡とは無関係であると思われる。

20) 以下の控除額の算定については脚注4を参照。

すでに論じたジニ係数 (G) や実質平均所得 (Y) の水準とどのような関係にあるかを、簡単な回帰分析で吟味してみる。7地域のデータ(サンプル数20)をプールして推定したパラメータの推定結果は以下となる。

$$RP = 55.319 + 36.749 \ln(G) - 2.598 \times 10^{-2} Y, \bar{R}^2 = 0.493$$

$$(7.13^{***}) \quad (4.52^{***}) \quad (3.47^{***})$$

() は t 値で、***は1%の有意水準で有意であることを示す。

推定されたパラメータはすべて1%の有意水準で有意であった。符号をみると、ジニ係数が高まると(所得分配が不平等化すると)相対貧困率は上昇し、所得水準が上昇するとそれは下落するという関係が認められた。

これらのパラメータの推定結果と全国ベースのジニ係数と平均所得(南・牧野, 2017a, 表0-8の3年次共通市町村のデータ)とを使って、全国ベースの相対貧困率を推計すると、1923年20.0%, 1930年20.0%, 1937年24.1%となった²¹⁾。

4.2 東京市の事例

東京市については貧困世帯調査が何回かにわたって行われた。1920年と32年の調査結果では、貧困(要保護)世帯²²⁾の全世帯に対する割合は4.1%から11.8%に増加した(牧野・谷沢, 1997, 145頁表2)。ただしこれらは全市平均で、たとえば1932年調査の深川区では31.3%。本所区では21.0%が貧困世帯に分類された。『東京市要保護世帯生計調査』(東京市社会局,

21) 「国民生活基礎調査」によれば、2015年の相対貧困率(等価可処分所得基準)は15.6%である(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>, p15, 2017年6月確認)。

22) 調査対象は、1920年調査(東京市社会局, 1921, 1頁)では「資財及収入が常に不十分に於て、自己及家族の生活を維持し能率を發展せしむるに足るの必要物資を充実に困難なる貧乏の者」という漠然とした概念(細民)であったのに対し、1932年調査では地域(新旧市域)別・世帯員数別に標準収入が設定され、世帯収入がそれ以下のものと具体的になった(東京市社会局, 1933, 2頁)。他地域における戸数割賦課のために調査された所得と比べると、東京市の貧困水準は高めに設定されていたといえてよい。

1932)によれば、市当局は21,666世帯（全市普通世帯数の5.2%）が貧困状態にあることを確定し、その中で12,164世帯が何らかの公的扶助を受けた。扶助は延べ19,403件におよびその内50%が食糧関係で、35%が医療関係、4%が現金給付であった。

また1935年において被保護者は13,577人で市内総人口の2.3%に相当した（東京市社会局,1936,3頁）。被保護者の扶助受給額を除いた勤労収入等の月取平均値は11.07円で、消費者米価で単純に換算すると2014年の19,244円に相当する金額であった。これは受給資格の最低水準とすればかなり低く、したがって当然現在に比べ保護率は低いものであった。

中鉢とTairaはこのような公的扶助の真の意図について考察し、「(1918年の米騒動から)当局は、細民の実質所得が急激に低下するおそれがあるとき、彼らは蜂起して法や秩序を破壊する力を持っているということを教訓として学んだ。それゆえ当局は早急に彼らの不満を発見し、騒動を未然に防ぐような手段の追求に努めた」と述べた（Chubachi and Taira, 1976, p.425）。それゆえ市当局者にとっては、地方の所得水準に比べ高い貧困水準の設定と低所得層に対する扶助は、首都東京の社会の安定化のための保障措置であったわけである。しかし真の意図が何であれ、方面委員（後の民生委員）による低所得層とくに細民と呼ばれる貧困層の生活状況の不断の監視をともなった公的扶助は、かれらの生活水準の向上に役立ったといえよう²³⁾。

5. 主たる結論とその含意

本稿では明治後期から1930年代後半の時期の所得や資産の不平等化現象とその要因および貧困率について論じたが、そこで得られた事実発見やその含意をまとめると以下のようになる。

23) これについては、谷沢（2004, 446-457頁）も参照。

- 1) 本稿で利用した7つの地域のデータをプールして所得分配と経済発展との関係についてのクズネッツ仮説を検証したが、クズネッツ曲線の左側半分(不平等化)の局面に当たることが確認できた。これは南・牧野(2017a)で示した全国ベースでの結果とおおむね一致した。
- 2) ジニ係数の動きと所得階級別動向の関係をみると、所得分布が大きく悪化する時期は、おもに中間所得階級の所得割合の減少に起因するという特徴が2つの地域で共通していた。
- 3) ジニ係数の変化に対する所得種類別要因分解が可能な農村のデータを使って分析した結果、事例として取り上げた地域ではジニ係数の上昇に対する主たる要因は、不況期には非農業所得の低下、回復期には土地所得の上昇によるものであった。
- 4) 過剰労働が農村に大量に滞留していた戦前期においては、戦前のバブル期(第一次世界大戦期)を除き、賃金上昇は抑制され、非農業の労働分配率は下落傾向をたどった。その結果として人的所得の分布は悪化傾向を示した。他方、農業部門においては、1910年代から土地所得の分配率は低下していった。
- 5) 資産分布は所得分布以上に高い不平等度にあった。田所有に関わるジニ係数は1910年代半ば以降上昇傾向が止まった。これは地主への分配率が低下を始めた時期にほぼ一致した。
- 6) 地域別の所得データを使って相対貧困率を計測した。所得水準が上昇すると相対貧困率は低下し、ジニ係数が上昇するとそれは上昇した。また地域別データを使って推計した1920~30年代の全国ベースの相対貧困率は20%台前半の水準であった。

文献目録

- 阿部兼蔵(1922)『戸数割之友』同人。
石井寛治(2015)「昭和恐慌における階層別打撃」『創価経営論集』第39巻1/3合

併号，85-93頁。

- 斎村（1938）『昭和13年度特別税戸数割賦課額ノ件』（謄写刷）。
- 大石嘉一郎・西田美昭編（1991）『近代日本の行政村』日本経済評論社。
- 大阪府学務部社会課（1931）『方面カード登録家庭の生活状態』同課。
- 大阪府社会課（1920）『大阪府方面委員第1期事業年報』同課。
- －（1931）『大阪府方面委員事業年報（昭和5年）』同課。
- 梶原猪之松編（1884）『岐阜県布達類纂 卷9』同人。
- 加用信文監修（1983）『都道府県農業基礎統計』農林統計協会。
- 橘川武郎・粕谷誠編（2007）『日本不動産業史：産業形成からポストバブル期まで』名古屋大学出版会。
- 京都市社会課編（1937）『俸給生活者生活状況調査』同市役所（中川，1994所収）。
- 神戸市社会部庶務課（1938）『勤労所得者の住宅調査』同課（中川，1994所収）。
- 佐藤正広（1992）「戸数割税務資料の特性と精度について：資料論的覚え書き」『経済研究』第43巻第3号，7月，225-236頁。
- 自治庁編（1955）『地方税制度資料』第2巻，同庁。
- －編（1957）『地方税制度資料』第1巻，同庁。
- 渋谷隆一編（1985）『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』第1巻，柏書房。
- 清水洋二（1977）「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開：秋田県500町歩地主T家を事例として」『土地制度史学』第77号，1-27頁。
- 瀬川信久（1995）『日本の借地』有斐閣。
- 関彌三郎（1992）『寄与度・寄与率：増加率の寄与度分解法』産業統計研究社。
- 田中廣太郎（1922）『地方税戸数割』良書普及会。
- 中央物価統制協力会議編（1943）『日本に於ける農業経営並に土地所有の変遷に関する参考資料』同会議。
- 寺西重郎（2011）『戦前期日本の金融システム』岩波書店。
- 東京市社会局（1921）『東京市内の細民に関する調査』同局。
- －（1932）『東京市要保護世帯生計調査』同局。
- －（1933）『東京市要保護者調査』同局。
- －（1936）『救護法に依る被救護世帯調査（昭10年度）』同局。
- 東京市役所（1932）『東京市在職者生計調査』同所（中川，1994所収）。
- 東京府社会課（1923）『東京市及近接町村中等階級住宅調査』同課（中川，1994所収）。
- 中川清編（1994）『給料労働者（労働者生活調査資料集成第2巻）』青史社。
- 農政調査会編（1968）『新潟県大地主名簿（新潟県地主資料第10集）』同会。

- 農林大臣官房統計課（1943）『田畑所有状況調査 昭和16年4月末日現在（農林統計調査資料第9号）』同課。
- 農林省農務局編（1921）『小作参考資料 五十町歩以上ノ大地主ニ関スル調査』帝国農会。
- －編（1925）『五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル調査』大日本農会。
- 日本勸業銀行（c1943）『第7回全国田畑売買価格及収益調査（昭和18年3月現在）』同行。
- 広島市社会課（1926）『給料生活者生活状態』同課（中川，1994所収）。
- 広瀬仁吉編（1922）『大正11年度鶴岡県税戸数割名簿』鶴岡日報社。
- 碧海郡高浜町（c1938）『昭和13年6月 特別税戸数割賦課表』（謄写刷）。
- －（c1939）『昭和14年度 特別税戸数割賦課表』（謄写刷）。
- 前田駒吉編（1923）『大正12年度長野市県税戸数割一覽表』金華堂書店。
- 牧野文夫（2016a）「戦後日本の所得分配率：民間非1次産業」『経済志林』第83巻第3号，47-90頁。
- －（2016b）「明治期の資産分布と貧困」『経済志林』第84巻第1/2合併号，1-35頁。
- －・谷沢弘毅（1997）「戦前東京市における所得分布と生活水準の変化に関する試論」『東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学』第48集，143-152頁。
- 南亮進・小野旭（1978）「要素所得と分配率の推計：民間非1次産業」『経済研究』第29巻第2号，4月，143-169頁。
- －・牧野文夫（2017a）「所得と資産の分配」深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史』第3巻（近代1），岩波書店，37-54頁。
- －・－（2017b）「所得と資産の分配」深尾・中村・中林編『岩波講座 日本経済の歴史』第4巻（近代2），岩波書店，近刊。
- 谷沢弘毅（2004）『近代日本の所得分布と家族経済：高格差社会の個人計量経済史学』日本図書センター。
- 結城町（c1924）『大正13年度県税戸数割後期賦課資力算定書』（謄写刷）。
- －（1928）『昭和3年度結城町前期戸数割賦課資力算定書』（謄写刷）。
- Chubachi, M. and K. Taira (1976) "Poverty in Modern Japan: Perception and Realities," in H. Patrick (ed.) *Japanese Industrialization and Its Consequences*, Berkley: University of California Press, pp.391-437.
- Hayami, Y. and S. Yamada (1991) *The Agricultural Development of Japan: A Century's Perspective*, Tokyo: University of Tokyo Press.

- Jurkatis, S. and W. Strehl (2014), *Gini Decomposition and Gini Elasticities: On Measuring the Importance of Income Sources and Population Subgroups for Income Inequality*, (Discussion Paper, 2014/22), School of Business and Economics, Freie Universität, Berlin,
(http://edocs.fu-berlin.de/docs/servlets/MCRFileNodeServlet/FUODOCS_derivate_000000004034/discpaper2014_22.pdf, 2016年12月確認).
- Ohkawa, K. and M. Shinohara (1979) *Patterns of Japanese Economic Development: A Quantitative Approach*, New Haven and London: Yale University Press.

Income and Wealth Inequality in Japan from the late Meiji Era to the late 1930s

Fumio MAKINO

《Abstract》

This paper discusses the distribution of income and wealth, and poverty in Japan from the late Meiji Era to the late 1930s, using microdata on assessed income obtained for the collection of the local household tax called *Kosūwari* in selected areas. The analysis demonstrates several interesting results.

First, Gini coefficients based on household income in these selected areas show that income inequality rose as incomes went up.

Second, the decomposition of the Gini coefficient among different income levels suggests that the income share in middle income groups dropped markedly when income inequality worsened sharply.

Third, decomposing the Gini by income sources for rural areas showed that a decline in non-agricultural incomes affected rising rural income inequality during periods of economic recession, while income from agricultural activities and income by renting out farm land increased inequality during periods of economic recovery.

Fourth, the income share of labor in the non-agricultural sector showed a tendency to decline since Japan's labor market was characterized by the continued presence of Lewisian surplus labor. The share of land in the total cost of agricultural production fell from the 1910s, while the share of labor remained relatively stable.

Fifth, wealth was distributed more unequally than income. The Gini coefficient for rice field ownership ceased to increase in the 1910s when the share of land in the total cost of production began to decline as mentioned above.

Finally, the relative poverty rate increased as average income levels rose and income inequality decreased. Based on local income data, the relative poverty rate for the whole country is estimated to have been around 20% in the 1920s and 1930s.